

ウクライナ
商標法

2008年4月10日法律 No. 254-VI により改正

目次

第 I 章 総則

第 1 条 定義

第 2 条 商品及びサービスに係る標章の権利の保護の分野における所轄機関の権限

第 3 条 国際協定

第 4 条 外国人等の権利

第 II 章 標章の法的保護

第 5 条 法的保護を付与するための条件

第 6 条 法的保護の拒絶理由

第 III 章 登録証の取得手続

第 7 条 出願

第 8 条 出願日

第 9 条 優先権

第 10 条 出願の専門審査

第 11 条 出願の取下

第 11 条の 2 出願の分割

第 12 条 登録証交付の公告

第 13 条 標章の登録

第 14 条 登録証の交付

第 15 条 出願に関する決定に対する不服申立

第 IV 章 登録証から生じる権利及び義務

第 16 条 登録証から生じる権利

第 17 条 登録証から生じる義務

第 V 章 登録証の効力の消滅及び登録証の無効

第 18 条 登録証の効力の消滅

第 19 条 登録証の無効

第 VI 章 権利の保護

第 20 条 登録証所有者の権利に対する侵害

第 21 条 権利保護の方法

第 22 条 再登録をする権利

第 VII 章 最終規定

第 23 条 手数料

第 24 条 外国における標章の登録

第 25 条 周知標章の権利の保護

第 I 章 総則

第 1 条 定義

本法において、次の用語は、次の意味において用いられるものとする。

「所轄機関」とは、知的所有権の法的保護の問題に係る、行政権の中央機関である。

「人(者)」とは、自然人又は法主体である。

「標章」とは、ある人の商品及びサービスを他人の商品及びサービスから識別する標識である。

「登録証」とは、商品及びサービスに係る標章についてのウクライナの登録証である。

「登録標章」とは、関係の登録証が交付されている標章である。

「出願書類」とは、登録証の交付を受けるために必要とされる一式の書類である。

「出願人」とは、出願をした者、又は本法に定める他の手続に従って出願人の権利を取得した者である。

「出願の優先権(優先権)」とは、出願における優位性である。

「優先日」とは、優先権主張の基礎とされている出願に係る、所轄機関に対する又は工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である国の関係機関に対する出願日である。

「登録簿」とは、商品及びサービスに係る標章に関するウクライナの登録証についての国の登録簿である。

「審判委員会」とは、所轄機関に属する合議体であって、知的所有権の対象に係る権利の取得及び本法が権限を与える他の事項に関して、所轄機関が行った決定に対する異議申立を審査するためのものである。

「専門審査機関」とは、所轄機関によって、出願の処理及び専門審査の実施を委任されている国家機関(企業、組織)である。

「知的所有権の法的保護に関する国家組織」とは、所轄機関、並びに所轄機関の監督分野に属する専門審査、学術、教育、情報及びその他関係専門分野の国家機関をまとめていう。

「ドメインネーム」とは、インターネット・ネットワークにおけるコンピュータ及びリソースのアドレスとして使用される名称である。

「ICGS」とは、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」である。

第 2 条 商品及びサービスに係る標章の権利の保護の分野における所轄機関の権限

(1) 所轄機関は、商品及びサービスに係る標章の権利の保護の分野において、国の政策を実施する。この目的で、所轄機関が行う業務は次のとおりとする。

- － 出願の受領及びその専門審査の実施を組織し、出願についての決定を行う。
- － 商品及びサービスに係る標章に対し登録証を交付し、登録証についての国家登録を行う。
- － 商品及びサービスに係る標章に関する公のデータを公告する。
- － 有効な法令に従い、知的所有権の法的保護の分野において国際協力を履行し、かつ国際機関において、商品及びサービスに係る標章の権利の保護に関連する事項についてウクライナの利益を代表する。
- － 確立された手順において、所轄機関の権限内で法令及び規則を採択する。
- － 知的所有権に関する法的保護の分野において情報及び公報の活動を組織する。
- － 知的所有権に関する法的保護の分野における法令の改善及び活動の組織化についての研

究業務を組織する。

- － 知的所有権の法的保護に係る国家組織に属する職員の再教育業務を組織する。
 - － 知的所有権の法的保護に係る国家組織に属する諸機関に対し，本法，所轄機関の規定及び知的所有権の法的保護の分野における他の法令及び規則によって定められている特定の業務をその機関の専門に応じて履行する権限を付与する。
 - － 確立された手順において承認された，所轄機関の規定による他の業務を行う。
- (2) 所轄機関の業務には，ウクライナの国家予算から資金が提供される。

第3条 国際協定

ウクライナを当事国とする何れかの国際協定が，標章に関するウクライナの法令によって定められている規定と異なる規定を課すときは，その国際協定の規定を適用する。

第4条 外国人等の権利

- (1) 外国人及び無国籍者は，ウクライナを当事国とする国際協定に従い又は相互主義の原則を基礎として，本法によってウクライナ人に付与される権利と同等の権利を有する。
- (2) 外国人及びウクライナ国外に居住している又は本籍を有しているその他の者は，ウクライナ内閣によって承認された「知的所有権事項についての代理人に関する規定」に基づいて登録された代理人を通じて，所轄機関に対する権利を行使するものとする。

第 II 章 標章の法的保護

第 5 条 法的保護を付与するための条件

(1) 公の秩序、人道的及び道徳的原則に違反せず、かつ本法により確立された法的保護の拒絶理由に該当しない標章に対しては、法的保護を付与するものとする。

(2) 標識又は標識の組合せは、標章の対象とすることができる。当該標識は、特に、人名を含む語、文字、数字、図形的要素、色彩及び色彩の組合せ並びにこれら標識の組合せとすることができる。

(3) 標章の所有権は、登録証によって証明しなければならない。登録証の有効期間は、所轄機関に対する出願の日から 10 年であり、また、この期間は、登録証所有者の請求により、これに係る手数料を第 18 条(2)において確立された手続に基づいて納付することを条件として、毎回、10 年を単位として、所轄機関による延長許可を受けることができる。登録証の有効期間を延長するための手続は、所轄機関が定めなければならない。

登録証の効力は、本法第 18 条に定める条件の下では、指定されている有効期間の満了前に消滅させるものとする。

(4) 法的保護を付与する範囲は、登録簿に記入された標章の画像並びに商品及びサービスの一覧によって決定されるものとし、また、登録簿に記入されている標章の画像の写し並びに商品及びサービスの一覧を記載する登録証によって証明されるものとする。

(5) 人、人の団体又はこれらの法定承継人は、本法により確立された手順において、登録証を取得する権原を有するものとする。

(6) 所轄機関に対する先の出願日を有する出願の出願人、又は優先権が主張されている場合は先の優先日を有する出願の出願人は、登録証を取得する権原を有するものとするが、ただし、先の出願が取下とみなされていないこと、取り下げられていないこと、又はその標章の登録を拒絶すべき旨の所轄機関による決定が、その決定に対して不服申立をする期間が終了したときに、されていないことを条件とする。

第 6 条 法的保護の拒絶理由

(1) 次の標識を表示又は模造している標章は、本法による法的保護を受けることができない。

- 国の紋章、国旗、その他の国章及びその他の国の表象
- 公式国名
- 国際政府間機関の表象及び略称又は完全名称
- 管理及び保証を示す公的標識及び品質証明印、検証印、印章
- 勲章その他の名誉標識

前記の標識は、関係授権機関又はその標識の所有者の承諾が得られている場合は、保護対象外要素として標章に含めることができる。国名に関して授権機関とは、所轄機関が設置する合議体である。

(2) 次の標章は、本法による法的保護を受けることができない。

- 通常では識別性を欠いており、かつそれを使用した結果として当該性格を獲得していないもの
- 一定の種類の商品及びサービスの標識として一般に使用されている標識のみをもって構成されているもの

－ 出願に規定されている商品及びサービスに関しての又はそれらを使用するときの説明である標識又はデータ、特に、商品及びサービスに係る種類、品質、組成、数量、属性、用途、価格、商品の製造若しくは販売又はサービスの提供に係る場所及び時を指示する標識又はデータのみをもって構成されているもの

－ 商品、サービス又は商品の生産者若しくはサービスの提供者に関し、誤認又は混同を生じさせる虞のあるもの

－ 一般に使用されている表象及び用語を構成する標識のみをもって構成されているもの

－ 商品の自然な状態から若しくは特定の技術的成果を得るための必要性から生じる形状又は商品に有意な価値を与える形状のみを表示しているもの

本項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号にいう標識は、それらが標章の画像における主要部でないときは、保護対象外要素として標章に使用することができる。

(3) 標識が次のものと同一であるか、次のものと混同する虞のある程度まで誤認を生じる程に類似している場合は、その標識は標章としての登録を受けることができない。

－ 同一又は類似の商品及びサービスについて、他人名義で、ウクライナにおいて先に登録又は登録出願されている標章

－ 他人の標章であって、ウクライナが当事国である国際協定に従い、登録することなく保護されているもの、特に、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2により周知標章として認められている標章

－ ウクライナにおいて知られており、他人に属している商号であって、同一又は類似の商品及びサービスに関する所轄機関への出願の出願日前に、当該他人が当該商号についての権利を取得しているもの

－ 商品(アルコール及びアルコール飲料を含む)の原産地の認定されている表示であって、ウクライナの「商品の原産地表示の権利の保護」法に従って保護を受けているもの。当該標識は、前記の表示を使用する権利を有する者の標章に係る保護対象外要素としてのみ使用することができる。

－ 適合標章(証明標章)であって、確立された手順において登録されているもの

(4) 標識が次のものを複製している場合は、その標識は登録を受けることができない。

－ 意匠であって、その権利がウクライナにおいて他人に属しているもの

－ ウクライナにおいて知られている科学、文芸及び芸術に係る著作物の名称又は前記の著作物からの引用及び登場人物、並びに芸術作品及びその一部であって、著作権所有者又はその法定承継人の承諾を得ていないもの

－ ウクライナにおいて知られている人の姓、名、雅号及びそれからの派生名称、肖像及び模写であって、それらの人の承諾を得ていないもの

第 III 章 登録証の取得手続

第 7 条 出願

- (1) 登録証を取得しようとする者は、所轄機関に出願しなければならない。
- (2) 出願は、出願人の指示により、知的所有権事項に関する代理人又は出願人を代理する権限を有するその他の者を通じて行うことができる。
- (3) 出願は、1 の標章に係るものでなければならない。
- (4) 出願は、ウクライナ語で提出しなければならないが、また、次のものを含んでいなければならない。
 - － 標章の登録を求める願書
 - － 請求する標識の画像
 - － 出願人が標章の登録請求の対象とする商品及びサービスの一覧であって、ICGS に従って分類したもの
- (5) 標章の登録を求める願書には、出願人の名称及び宛先を表示しなければならない。
- (6) 出願人が、色彩又は色彩の組合せを標章の識別性のある特徴として保護することを請求するときは、出願人は次のことを行わなければならない。
 - － その旨を申し立て、願書において、保護を求める色彩又は色彩の組合せを指定すること
 - － 願書において、当該標章の色彩付画像を提示すること。所轄機関は、当該画像の部数を指定しなければならない。
- (7) 出願書類に関する前記以外の要件は、所轄機関が決定しなければならない。
- (8) 出願をするときは、それに係る手数料を納付しなければならないが、手数料の額は、出願に表示されている商品及びサービスに対応する ICGS のクラスの数を考慮して決定する。手数料の納付を確認する書類は、出願と同時に又は出願日から 2 月以内に、所轄機関が受領するようしなければならない。この期間については 6 月を限度として延長を受けることができるが、当該期間の満了前にその旨の請求をし、その請求に係る手数料を納付することを条件とする。

第 8 条 出願日

- (1) 出願日は、所轄機関が少なくとも次のものを含んでいる書類を受領した日とする。
 - － 標章の登録を求める旨の申立。様式は問わないが、ウクライナ語で記載されているもの
 - － 出願人に関する情報及び出願人の宛先であって、ウクライナ語で記載されているもの
 - － 請求する標章に係る十分に明瞭な画像
 - － 請求する標章に係る商品及びサービスの一覧
- (2) 出願日は、第 10 条(10)及び(11)に従って決定するものとする。
- (3) 出願日が決定された後は、何人も、所轄機関が定めた手続に基づいて、出願資料を閲覧する権原を有するものとする。出願資料を閲覧するためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

第 9 条 優先権

- (1) 出願人は、所轄機関又は工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である国の関係機関に対して行った先行出願の出願日後 6 月以内に、同一標章に関する先行出願の優先権を主

張する権利を有する。ただし、先の出願に関する優先権が主張されていないことを条件とする。

(2) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国の領域において開催された公式又は公認の国際博覧会における展示に使用された標章の優先権は、所轄機関が博覧会開会日から6月以内に出願を受領することを条件として、博覧会開会日によって決定することができる。

(3) 優先権を使用しようとする出願人は、出願日から3月以内に所轄機関に対し、優先権申立書であって、先行出願の出願日及び出願番号に言及したもの並びに先の出願のウクライナ語による写し又は標章が博覧会において展示されたことを確認する書類を提出しなければならない。ただし、当該規定は、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である外国において、その出願が行われたこと又は博覧会が開催されたことを条件とする。前記書類は、前記期間内において変更することができる。これらの書類が所定の期間内に提出されなかった場合は、出願優先権は失われたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

第10条 出願の専門審査

(1) 出願の専門審査は、科学的及び技術的専門審査の地位を有するものとし、その内容は方式専門審査及び適格性専門審査(実体専門審査)からなる。専門審査は、本法及び所轄機関が本法に基づいて制定する規則に従って専門審査機関が行う。

(2) 専門審査機関は、出願の専門審査のために必要な情報活動を行い、また、国連教育科学文化機関(UNESCO)の総会において1958年12月3日に採択された「刊行物の国際交流に関する条約」による刊行物に係る国際交流センターとして行為する。

(3) 取下とみなされていない又は取り下げられなかった出願に関する専門審査の最終結果は、理由を付した専門家報告書として提出され、当該報告書は所轄機関の承認を得て効力を生じるものとする。所轄機関は前記報告書に基づき、出願に記載されている商品及びサービスの全部について標章を登録すべき旨、又は出願に記載されている商品及びサービスの全部について標章登録を拒絶すべき旨、又は出願に記載されている商品及びサービスの一部について標章を登録し、出願に記載されている残りの部分については標章登録を拒絶すべき旨の決定をしなければならない。所轄機関の決定は、出願人に通知しなければならない。

出願人は、所轄機関の決定書を受領してから1月以内に、出願に対立する資料の写しを請求する権原を有する。当該写しは、1月以内に出願人に送付しなければならない。

(4) 出願人は、所轄機関が確立した手続に従う専門審査において生じる事項の審理に、自発的に又は専門審査機関の求めに応じ、本人が直接又は代理人を通じて参加する権原を有するものとする。

(5) 出願人は、出願書類中の誤りを訂正し、本人の名称及び住所、送達宛先並びに代理人の名称及び宛先を変更し、更に、商品及びサービスの一覧の縮小に係る変更をする権原を有するものとする。

出願人は出願書類に関し、出願書類に記載されている他の出願人全員の承諾を条件として、出願人の変更に係る変更をすることができる。出願人に加わろうとする者も、他の出願人全員の承諾を得て、当該変更をすることができる。

前記の訂正及び変更は、専門審査機関がそれに係る書類を、登録証を交付するための国の関係手数料の納付を確認する書類を受領するまでに受領した場合は、有効とみなされるものとする。

誤りの訂正又は前記の変更の何れかを請求するためには、それに係る手数料を納付しなければならない。ただし、誤りが明白な又は事務的なものでないこと、及び変更が出願人に従属する事情によって生じたことを条件とする。

(6) 資料が追加されなければ専門審査をすることができない場合、又は出願資料に記載された情報又は要素の正確性に関して理由のある疑義が生じた場合は、専門審査機関は出願人に追加資料の提出を要求することができる。

出願人は、専門審査機関から追加資料の提出要求を伴う通知書若しくは結論書を受領してから1月以内に、その出願に対立する資料の写しを請求する権原を有する。

出願人は、専門審査機関の通知書若しくは結論書又は出願に対立する資料の写しを受領してから2月以内に追加資料を提出しなければならない。追加資料の提出期間については、6月を限度として延長を受けることができるが、そのためには提出期間満了前にその旨の請求をし、手数料を納付しなければならない。有効な理由のために当該期間が遵守されなかった場合は、その期間は回復させるものとするが、ただし、その満了後6月以内に、それに係る請求が提出され、手数料が納付されることを条件とする。出願人が定められた期間内に追加資料を提出しなかった場合は、その出願は取下とみなし、出願人にその旨を通知しなければならない。

(7) 出願人が追加資料を提出したときは、専門審査の過程において、当該資料が出願に開示されている標識の内容の範囲及び出願に記載されている商品及びサービスの一覧を超えていないか否かを決定する。

追加資料が、標章として請求されている標識に含まれるべき特徴を記載している場合は、その資料は出願に開示されている標識の内容の範囲を超えているものとみなす。

追加資料の内、出願に開示されている標識の内容の範囲を超える部分又は出願に提示されている商品及びサービスの一覧を補足する部分は、専門審査の過程で考慮されないものとし、また、出願人は、専門審査機関からその旨の通知を受領した後、当該部分を別個の出願として出願することができる。

(8) 何人も専門審査機関に対し、出願に表示されている標識が本法による法的保護の付与を受けるための要件に適合していないことに関し、理由を付してその出願に対する異議申立をする権原を有するものとする。異議申立書を提出するためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

専門審査機関は、出願に関する決定を行う日の5日前までに異議申立を受領したときは、それを審理しなければならない。専門審査機関は、異議申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

出願人は、異議申立書の写しを受領してから2月以内に、専門審査機関に異議申立に関する意見を通知する権原を有するものとする。出願人は、異議申立を拒否して出願を変更せずに保持すること、出願について変更をすること又は出願を取り下げることができる。

異議申立についての審理の結果は、出願に関する所轄機関の決定の形で提示しなければならない。当該決定の写しは、異議申立書を提出した者に送付しなければならない。

(9) 方式専門審査においては、次の事項を行う。

－ 第8条に従い、出願日を決定すること

－ 第7条及び所轄機関が本法に従って制定する規則による方式要件を出願が満たしているか否かを審査すること

－ 出願手数料の納付に係る書類が、所定の要件を満たしているか否かを審査すること

(10) 出願資料が第8条の要件を満たしており、かつ出願手数料の納付に係る書類が提出された場合は、出願人に決定した出願日を通知する。

(11) 出願資料が第8条の要件を満たしていない場合は、出願人に直ちに通知する。出願人が通知の受領日から2月以内にその不備を除去した場合は、専門審査機関が訂正後の出願資料を受領した日を出願日とみなす。それ以外の場合は、出願はされなかったとみなし、その旨の通知を出願人に送付しなければならない。

(12) 出願が第7条の要件を満たしており、かつ手数料納付に係る書類が所定の要件を満たしているときは、その旨の通知を出願人に送付しなければならない。

(13) 第7条(8)の要件が満たされなかったときは、それに係る出願は取下とみなし、出願人にその旨を通知しなければならない。

(14) 出願が、第7条及び所轄機関が本法に従って制定する規則による方式要件を満たしていない場合、又は手数料納付に係る書類が所定の要件を満たしていない場合は、出願人に通知書を送付し、不備の是正を求めなければならない。

不備が商品及びサービスの分類に関するものであるときは、通知書には、専門審査機関が分類した商品及びサービスの一覧を記載しなければならない。また、必要な場合は、その通知書に、出願に係る追加納付金額を記載しなければならない。出願に記載されている商品又はサービスの一部が、ICGSのクラスに分類することのできない用語で表示されていた場合は、出願人にその旨を通知し、その用語を変更又は除去することを求める。出願人が要求に従わなかったときは、その用語は、専門審査機関が分類する商品及びサービスの一覧には含めないものとする。

出願人は通知書に記載された不備を、追加資料のために(6)に定めた期間内に除去しなければならない。

(15) 実体専門審査の過程においては、請求されている標識が、本法に定めた法的保護の付与を受けるための条件を満たしているか否かを審査しなければならない。この場合、出願資料を含む専門審査機関のデータベース、並びに外部情報源及び関連性を有する公的刊行物を使用する。

(16) 専門審査機関は、請求されている標識が、法的保護の付与を受けるための条件の全部又は一部を満たしていないと考える理由がある場合は、理由を付した予備的結論書を出願人に送付し、標章の登録を支持する理由となる回答書を提出するよう求める。

出願人は回答書を、追加資料のために(6)に定めた期間内に提出しなければならず、当該回答書は、出願に関する専門審査結論書を作成するときに考慮する。

第11条 出願の取下

出願人は、登録証の交付を受けるための国の手数料を納付する日までは、いつでも出願を取り下げる権利を有する。

第11条の2 出願の分割

(1) 出願人は、出願に記載した商品及びサービスを分割し、その出願を2以上の出願(分割出願)に分割する権利を有する。この場合、個々の分割出願は、他の分割出願に記載されている商品及びサービスに係る商品及びサービスを含んでいてはならない。

(2) 出願の分割は、出願に関して該当する変更をするための出願人の請求及び分割出願を行うことによって達成されるものとする。ただし、請求書及び出願を提出するためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

(3) 分割出願の出願日は、分割された出願の出願日と同一とする。分割出願の優先日は、分割された出願の優先日と同一とするが、その理由があることを条件とする。

第12条 登録証交付の公告

標章を登録すべき旨の決定に基づき、かつ登録証の交付のための国の手数料及び登録証の交付に関する公告のための手数料の納付を確認する書類を受領していることを条件として、所定の手続に基づいて決定した登録証の交付に関するデータを公報に公告する。出願人は、標章を登録すべき旨の決定書を受領した日の後に、前記の手数を納付しなければならない。標章を登録すべき旨の決定書を受領した日から3月以内に、登録証の交付手数料及び登録証の交付に関する公告手数料を法令に定める金額及び手続に基づいて納付したことに関する書類が専門審査機関に提出されなかった場合は、公告は行わず、それに係る出願は取下とみなすことになる。

前記書類の提出期間は、6月を限度として延長を受けることができるが、ただし、この期間の満了日前にそれに係る請求が提出され、その請求に係る手数料が納付されていることを条件とする。有効な理由のために期間が遵守されなかった場合は、その期間が満了してから6月以内に回復請求書が提出され、その手数料が納付された場合は、その期間を回復させなければならない。

第13条 標章の登録

(1) 所轄機関は、登録証の交付に関するデータの公告と同時に、標章に関する国家登録を行う。この目的で、所轄機関は、関連するデータを登録簿に登録する。所轄機関は、登録簿の様式及び登録簿の維持に関する手続を定めなければならない。

(2) 登録簿にデータが登録された後は、何人も、所轄機関が定めた手続に基づいて、その情報を閲覧する及び登録証に関するデータの登録簿からの抄本を請求して取得する権利を有する。ただし、当該請求に際しては、手数料を納付しなければならない。

(3) 登録簿に登録されているデータの誤りは、登録証所有者又は所轄機関が自発的に訂正しなければならない。

登録簿についての変更は、変更許容項目の指定一覧に従って、登録証所有者が自発的に行うことができる。登録証に関して登録簿の変更を行う場合は、それに係る手数料を納付しなければならない。

第14条 登録証の交付

(1) 所轄機関は、標章の国家登録日から1月以内に、登録証を交付しなければならない。登録証は、登録証を取得する権利を有する者に交付しなければならない。複数の者が登録証を取得する権利を有する場合は、当該人は全体として1の登録証を取得するものとする。

(2) 登録証の様式及び登録証データの内容は、所轄機関が定める。

(3) 交付された登録証に関し、明白な誤りを除去することを求める請求が登録証所有者からあったときは、所轄機関はその訂正をすることができ、訂正後に所轄機関の公報に告示する。

(4) 登録証が喪失又は損傷した場合は、登録証所有者は、所轄機関が定めた手続に基づいて登録証副本の交付を受けることができる。登録証副本の交付を受けるためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

第 15 条 出願に関する決定に対する不服申立

(1) 出願人は、出願に関する所轄機関の決定に対し、所轄機関の決定書又は第 10 条(3)に従って請求した書類の写しを受領した日から 2 月以内に、裁判所又は審判委員会に不服を申し立てることができる。

(2) 標章の国家登録後に、出願に関する所轄機関の決定に対して裁判所に不服が申し立てられた場合は、裁判所はそれに係る登録証の効力に関する問題を併せて審理しなければならない。

(3) 所轄機関の決定に対して審判委員会に不服を申し立てる権利は、登録証の交付を受けるための国の手数料の納付後は失うものとする。

(4) 所轄機関の決定に対する審判委員会への不服申立は、本法及び所轄機関が承認した審判委員会規則によって定められている手続に基づいて所轄機関の決定に対する異議申立書を提出することによって達成される。異議申立書を提出するためには、それに係る手数料を納付しなければならない。手数料が(1)に定めた期間内に納付されなかった場合は、異議申立はされなかったとみなし、出願人にその旨を通知する。

(5) 審判委員会が異議申立書及び異議申立書提出のための手数料の納付に係る書類を受領したときは、出願処理は、審判委員会による決定が承認されるまで停止しなければならない。

(6) 出願に関する所轄機関の決定に対する異議申立は、異議申立書及び異議申立書提出のための手数料の納付に係る書類の受領後 2 月以内に、出願人による異議申立書において及び異議申立の審理中に示された理由の枠組内で、審判委員会規則に従って審理しなければならない。出願人からの申出があったときは、異議申立に関する審理期間の延長が認められるが、その期間は 2 月を超えないものとし、また、延長請求がされており、その請求に係る手数料が納付されていることを条件とする。

(7) 審判委員会は、異議申立に関する審理結果を基にして、理由を付した決定書を作成する。当該決定書は、所轄機関の命令をもって承認され、出願人に送付される。

異議申立の全部又は一部が認められた場合は、異議申立書提出のための手数料は出願人に返還されることになる。

(8) 審判委員会の決定を承認する前で、当該決定が行われてから 1 月以内に、所轄機関の長はその決定に対して理由を付した異議表明書を提出することができ、当該異議表明書は 1 月以内に審理される。異議表明書に関してなされた審判委員会の決定は最終的なものとし、裁判所による場合に限り、取り消すことができる。

(9) 出願人は、所轄機関が承認した審判委員会決定に対し、決定書を受領した日から 2 月以内に裁判所に上訴することができる。

第 IV 章 登録証から生じる権利及び義務

第 16 条 登録証から生じる権利

(1) 登録証から生じる権利は、出願日から効力を有する。登録証の有効期間は、それに係る手数料を納付することを条件として、延長を受けることができる。

(2) 登録証所有者は、その標章を使用する権利及び本法によって定められたそれ以外の権利を行使する権原を有する。

(3) 登録証の共同所有者間における標章使用に関する関係は、それらの者の間の合意によって定められるものとする。当該合意が成立しない場合は、個々の登録証所有者は、自己の裁量においてその標章を使用することができるが、何れの所有者も他の登録証所有者の同意を得なければ、他人に対し、その標章の使用を許可(ライセンス)する権利及びその標章に関する所有権を移転する権利を有さない。

(4) 次の行為は、標章の使用であるとみなす。

－ 標章の登録対象となっている商品、当該商品の包装、当該商品に関連する看板、当該商品に付けるラベル、タブ、タグその他の物にその標章を利用すること

－ 販売の申出のために、前記のとおり標章を利用した商品を保管すること

－ 前記商品の販売の申出、販売、輸入及び輸出をすること

－ 標章の登録対象となっているサービスの申出又は提供を行うときに、その標章を使用すること

－ 営業用書類又は広告及びインターネット・ネットワークにおいて、標章を使用すること

標章が登録標章の形状又は登録標章と些細な要素のみが異なる形状で提示されている場合は、標章が使用されているものとみなす。後者については、その提示が全体としての標章の特徴を変更しないことを条件とする。

(5) 登録証所有者は他人に対し、本法に別段の定めがある場合を除き、当該所有者の許可を得ないで、次の使用をすることを禁止する排他権を有する。

－ 登録証に記載されている商品及びサービスに関して登録標章を使用すること

－ 登録証に記載されている商品及びサービスに関連する商品及びサービスに関して登録標章を使用すること。ただし、当該使用が商品の製造者又はサービスの提供者に関する誤認をもたらす虞があることを条件とする。

－ 登録標章に類似する標識を登録証に記載されている商品及びサービスに関して使用すること。ただし、当該使用により、その標識と登録標章との混同をもたらす虞があることを条件とする。

－ 登録標章に類似する標識を登録証に記載されている商品及びサービスに類似するものに関して使用すること。ただし、当該使用により、商品の製造者若しくはサービスの提供者に関する誤認又はその標識と登録標章との混同をもたらす虞があることを条件とする。

(6) 登録証所有者が有する、他人が当該所有者の許可を得ないで登録標章を使用することを禁止する排他権は、次の事項には及ばない。

－ 出願日前又は出願優先権が主張されている場合は優先日前に取得された権利を行使すること

－ 登録証所有者により又はその許可を得て、標章を付して市場に出された商品についてその標章を使用すること。ただし、登録証所有者が、当該商品のその後の販売に関連し、特に、

商品が市場に出された後、その状態が変化し又はその品質が低下している場合において、その使用を禁止すべき重大な理由を有している場合を除く。

- － 標章を非営業的に使用すること
- － ニュースにおけるすべての形態の放送及び論評
- － 第三者がその名称又は宛先を誠実に使用すること

(7) 登録証所有者は契約により、登録証に記載されている商品及びサービスの全部又は一部について、標章に関する所有権を他人に移転することができる。

標章所有権の移転が商品及びサービス又は商品の製造者若しくはサービスの提供者に関して消費者に誤認を生じさせる虞がある場合は、その移転は許可を受けることができない。

(8) 登録証所有者は他人に対し、その標章を使用する許可(ライセンス)をライセンス許諾契約によって付与する権利を有する。

ライセンス許諾契約は、ライセンス許諾契約によって製造される商品又は提供されるサービスの質を、登録証所有者が提供する商品又はサービスの質より低いものとはしない旨、及び登録証所有者が前記要件の遵守に関する管理を行う旨の規定を含んでいなければならない。

(9) 標章所有権を移転する契約及びライセンス許諾契約は、その契約が書面をもって締結され、契約当事者が署名する場合に限り有効である。

個々の契約当事者は、標章所有権の移転又は標章を使用するためのライセンスの付与に関し、公衆に通知する権利を有する。当該通知は、所轄機関が定めた範囲及び手続において、所轄機関の公報に情報を公告することによって行い、同時にこのデータを登録簿に登録する。

標章所有権の全面的移転及び標章を使用するライセンスの付与に関する情報並びに契約当事者が申し入れるデータ変更の公告のためには、それに係る手数料を納付しなければならない。登録証に記載されている商品及びサービスの一部について、標章所有権の移転に関する情報を公告した場合は、所轄機関は、当該権利の譲受人に新たな登録証を交付しなければならない。ただし、新たな登録証を交付するための国の手数料の納付に関する書類を入手していることを条件とする。

(10) 登録証所有者はその標章に、当該標章がウクライナにおいて登録されている旨の警告を付す権原を有する。

(11) 仲介業を営む登録証所有者は、商品の製造者又はサービスの提供者との合意に基づき、当該人の標章と共に又はそれに代えて、本人の標章を使用する権原を有する。

第17条 登録証から生じる義務

登録証所有者は、登録証から生じる権利を誠実に行使しなければならない。

第V章 登録証の効力の消滅及び登録証の無効

第18条 登録証の効力の消滅

(1) 登録証所有者はいつでも、所轄機関に宣言を提出し、登録証を全面的に又はその一部について放棄することができる。放棄は、それに関する情報が所轄機関の公報に公告された日に効力を生じるものとする。

(2) 登録証の効力は、登録証の有効期間を延長するための手数料が納付されなかった場合は、消滅する。所轄機関は、登録証の現に有効な期間の満了前に、毎回の延長の手数料の納付に関する書類を受領しなければならず、納付は、上記期間の最終6月以内に行われなければならない。

所定の期間が満了してもその後6月以内に、登録証有効期間の延長に係る手数料を納付し、その納付書類を所轄機関に提出することができる。この場合は、手数料の額は50%増額する。登録証の効力は、手数料が納付されなかった有効期間の初日に消滅する。

(3) 登録証の効力は、標章がその出願日後、一定の種類の商品及びサービスに対する標識として通常に使用されることとなった標識に変容したことに関連し、裁判所によって消滅させられる。

(4) 標章が、登録証交付に関する情報の公告日又は当該公告後の他の日から3年以内に、ウクライナにおいて全く使用されていないか又は登録証に記載されている商品及びサービスの一部に関して使用されていない場合は、何人も裁判所に対し、登録証の効力の全部又は一部に関する期限前消滅の宣言を求める訴えを提起する権利を有する。

この場合、登録証所有者が不使用についての有効な理由を示さない限り、登録証の効力の全部又は一部を消滅させることができる。特に次のことは、前記の有効な理由に含まれる。

－ 登録証所有者の意思に拘りなく、標章の使用が阻止される状況であったこと。これには、商品輸入の制限、又は商品及びサービスに関して法令の定める他の要件等が含まれる。

－ 裁判所に上訴した者又はその他の者が登録証の効力を消滅させるために行った請求に関連する商品及びサービスの標章を使用する場合に、商品の製造者又はサービスの提供者に関して誤認を生じさせる虞があったこと

本項の適用上、他人による標章の使用も、登録証所有者が当該他人による標章の使用を管理している場合は、登録証所有者による標章の使用であるものとみなす。

第19条 登録証の無効

(1) 次の事情においては、裁判所は、登録証の全部又は一部を無効にすることができる。

(a) 登録標章が法的保護を付与するための要件を満たしていない場合

(b) 登録証が、提出された出願における標章の複製並びに商品及びサービスの一覧に表示されていなかった要素を含んでいる場合

(c) 登録証が、他人の権利を侵害する登録出願がされた結果、交付された場合

(2) 登録証が、その全部又は一部について無効と判定された場合は、所轄機関はその旨をその公報に公告しなければならない。

(3) 無効と判定された登録証又は登録証の一部は、出願日から効力を有していないとみなす。

第 VI 章 権利の保護

第 20 条 登録証所有者の権利に対する侵害

(1) 第 16 条に定めた登録証所有者の権利に対する違反行為は、登録証所有者の権利の侵害とみなされるものとし、現在有効なウクライナの法令に従って賠償責任を伴うものとする。前記の違反行為には、登録証所有者との合意を必要とするにも拘らず、その承諾を得ないで行われた行為及び当該行為のための準備を含む。

第 16 条(5)に定める標章及び名称の使用であって、登録証所有者の承諾のないドメインネームおけるものも、当該所有者の権利の侵害とみなされる。

(2) 登録証所有者からの請求があったときは、侵害は停止されるものとし、侵害者は登録証所有者に実際の損害を補償しなければならない。

登録証所有者はまた、不法に使用された標章若しくは登録標章に著しく類似しており、登録標章との間で混同を生じさせる虞がある標識を商品若しくは商品包装から除去すること、又は登録標章若しくは登録標章と混同を生じさせる程に類似する標識の、製造された複製を破棄するよう請求することができる。

ライセンスの付与を受けた者もまた、登録証所有者の侵害された権利の回復を登録証所有者の承諾を得て要求する権原を有するものとする。

第 21 条 権利保護の方法

(1) 標章の権利は、裁判所において、又は法令によって定められた他の手続に基づいて保護される。

(2) 裁判所の管轄権は、本法の適用に関連して生じるすべての法的関係に及ぶ。

裁判所はその管轄権に従い、次の事項に関する紛争を解決しなければならない。

- － 登録証所有者の決定
- － ライセンス許諾契約の締結及び履行
- － 登録証所有者の権利の侵害

第 22 条 再登録をする権利

登録証の前所有者を除き、何人も、第 18 条(1)から(3)までによる登録証の効力の消滅日後 3 年以内は、その標章を再登録する権利を有さない。

第 VII 章 最終規定

第 23 条 手数料

商品及びサービスに関する標章について登録証の交付を受けるための国の手数料に係る金額及び納付手続は、法令に従って定める。

商品及びサービスに関する標章について登録証の交付を受けるために納付された国の手数料から得られる資金は、ウクライナの国家予算に組み入れられる。

手数料の額、納付の条件及び手続は、ウクライナ内閣が決定する。

本法によって定められる手数料は、所轄機関から委任されて知的所有権の法的保護に関する国家組織に組み入れられており、かつ本法によって定められている職務をその専門に応じて遂行する諸機関の当座預金口座に払い込まなければならない。

本法に定められている手数料から生じる収入は、特定用途に充当されるものであり、所轄機関の命令に従い、知的所有権の法的保護に関する国家組織の発展及び運営を提供するためにのみ、特に、本法及び他の管理的法令に定められている工業所有権の分野における業務を遂行するために使用される。

第 24 条 外国における標章の登録

(1) 何人も、外国において標章を登録する権利を有する。

(2) 標章の国際登録に関するマドリッド協定又は標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に従って標章を外国において登録する場合は、国際登録出願並びに国際登録に係る領域拡大に関する複数の宣言は、個々の宣言を提出するための国内手数料を納付することを条件として、所轄機関を経由して行わなければならない。

(3) 外国における標章の国際登録に関する費用は、出願人又は出願人の同意を得た別の者が納付しなければならない。

第 25 条 周知標章の権利の保護

(1) 周知標章の権利の保護は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 及び本法に従って与えるものとし、審判委員会又は裁判所による周知標章としての標章の承認を基礎とする。

当該標章は、ウクライナにおけるその登録の有無に拘らず、周知標章とみなすことができる。

(2) 標章がウクライナにおいて周知標章であるか否かを決定するときは、該当する場合は、次の要素を考慮することができる。

- 関連する公衆による標章についての信用及び認識の程度
- 標章の使用に係る期間、範囲又は地理的領域
- 標章の宣伝・普及に係る期間、範囲又は地理的領域。当該宣伝・普及には、その標章が使用されている商品及び／又はサービスに関する広告、公衆への申出、博覧会における展示を含む。
- 標章が使用されているか又は認識されている場合において、その標章の登録及び／又は登録出願に係る期間、範囲又は地理的領域
- 標章の権利の保護が成功していることの証拠。特に、権限を有する機関が周知標章として承認している地域

－ その標章に関連している価値

(3) 標章について、審判委員会から、ウクライナにおける周知標章としての承認を受けるための手続は、所轄機関が決定しなければならない。標章について周知標章としての承認を求める請求をするためには、それに係る手数料を納付しなければならない。標章のウクライナにおける周知標章としての承認に関する審判委員会の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

(4) 標章は、審判委員会又は裁判所の決定により、ウクライナにおける周知標章として承認された日から、ウクライナにおいて登録出願された場合と同一の方法で保護する。当該保護は、ウクライナにおける周知標章として承認された標章に係る商品及びサービスに類似していない商品及びサービスにも適用する。ただし、類似していない商品及びサービスに関しての別の者によるこの標章の使用が、当該人と周知標章所有者との間に関係があることを示唆し、当該使用が周知標章所有者の利益を害する虞があることを条件とする。